

伊丹市条例第 1 9 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

伊丹市長 中田 慎也

議案第 5 0 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記の
とおり制定する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

国家公務員及び近隣他都市の公務員の給与その他の事情を考慮して、一般職の職員の駐車場の利用に対する通勤手当に係る支給要件等を定めるほか、所要の規定整備を行うため。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(令和8年伊丹市条例第19号)

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第438号)の一部を次のように改正する。

第13条の3第2項第1号中「以下この号及び次項」を「第4項」に改め、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「自動車等」の右に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「月」の右に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び」を「、」に改め、「定める額」の右に「及び前項第1号に定める額」を加え、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額及び通勤回数を考慮して規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
付 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年8月1日から施行し、この条例による改正後の第13条の3の規定は、同年4月1日から適用する。

(通勤手当の内払)

2 この条例による改正後の第13条の3の規定を適用する場合に

においては、この条例による改正前の第 13 条の 3 の規定に基づいて支給された通勤手当は、この条例による改正後の第 13 条の 3 の規定による通勤手当の内払とみなす。

（伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成 31 年伊丹市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項中「第 7 項」を「第 8 項」に改める。